令和４年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人用

別表十三(四)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損入に関する明細書

【No.60】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	
	収用換地等による譲渡年月日	2	・　・
	譲渡資産の種類	3	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	円
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	
	同上以外の補償金の額：収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	
	同上以外の補償金の額：経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	
	同上以外の補償金の額：移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	
	取得した補償金等の額 (5)＋(6)＋(7)＋(8)	9	
保留地の対価の額		10	
交換取得資産の価額		11	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	12	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13	
	差引譲渡経費の額 (12)－(13)	14	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 $(14)\times\frac{(9)+(10)}{(9)+(10)+(11)}$	15	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)－(15)	16	
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 $(4)\times\frac{(9)+(10)}{(9)+(10)+(11)}$	17	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)－(17)	18	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (9)	19	
	同上に係る譲渡経費の額 $(14)\times\frac{(9)}{(9)+(10)+(11)}$	20	
	差引補償金等の額 (19)－(20)	21	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 $(4)\times\frac{(9)}{(9)+(10)+(11)}$	22	
	差益割合 $\frac{(21)-(22)}{(21)}$	23	

代替資産について帳簿価額の減額等をした場合			
	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積立てをした金額	25	円
圧縮限度額の計算	圧縮限度額 (26)×(23)	27	
	前期末の取得価額	28	
	前期末の帳簿価額	29	
	圧縮限度額 (27)×$\frac{(29)}{(28)}$	30	
	圧縮限度超過額 (25)－((27)又は(30))	31	
	取得価額に算入しない金額 ((25)と(27)のうち少ない金額)又は(((25)と(30)のうち少ない金額)×$\frac{(28)}{(29)}$)	32	
特別勘定を経理した場合	特別勘定に経理した金額	33	
繰越額の計算	特別勘定の対象となり得る金額 (21)－(26)	34	
	(34)のうち代替資産の取得に充てようとする金額	35	
	繰入限度額 (35)×(23)	36	
	繰入限度超過額 (33)－(36)	37	
	当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(33)－(37))	38	
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39	
	当期中に益金の額に算入すべき金額	40	
	期末特別勘定残額 (38)－(39)－(40)	41	
交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類	42	
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	43	円
圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	44	
	交換取得資産の帳簿価額：交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(18)	45	
	交換取得資産の帳簿価額：交換取得資産につき支払った交換差金の額	46	
	交換取得資産の帳簿価額：交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)又は(16)	47	
	交換取得資産の帳簿価額：計 (45)＋(46)＋(47)	48	
	圧縮限度額 (44)－(48)	49	
圧縮限度超過額 (43)－(49)		50	